

平成 20 年 12 月 10 日

回答書

日栄・商工ファンド対策全国弁護士団  
団長 弁護士 木村達也 殿  
副団長 弁護士 新里宏二 殿  
事務局長 弁護士 牧野聡 殿

明誠監査法人

統括代表社員 西谷富士夫



平成 20 年 12 月 8 日付の質問書を送付いただきましたが、下記の理由により、一切お答えする事が出来ませんのでご了承ください。

記

当法人は、監査基準、公認会計士法及び公認会計士協会の定める倫理規則等により、業務上知り得た秘密に関して守秘義務が課されております。ご質問の事項について検討した結果、その内容は守秘義務の対象となり、かつ、今回ご質問いただいたケースは守秘義務が解除される正当な理由に該当しないと判断いたしました。

以上